

令和3年3月26日
国 税 庁

日英包括的経済連携協定（日英EPA）に関する 単式蒸留焼酎五合瓶の容量規制の英国における緩和手続の状況について

令和3年1月1日に発効した包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（日英包括的経済連携協定（日英EPA））附属書2-D（焼酎の輸出の促進）に規定される五合瓶の単式蒸留焼酎の容量規制の緩和について、今般英国から、これに必要な英国の国内手続の完了が、日英EPAの効力発生後90日にあたる本年4月1日より後になる旨の通報がありました。

本件については外務省のホームページにも掲載されておりますので、ご確認ください。

記

[日英包括的経済連携協定附属書2-D（焼酎の輸出の促進）の実施](#)
（外務省ホームページへリンク）